

B. 事業創造、 雇用拡大	関係 府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
八. 規制改革					
<p>・民間の資本参加を進め、農業経営の株式会社化などにより、農業の構造改革を早急に具体化する。</p>	農林水産省	<p>・アグリ・チャレンジャー（創造的な高付加価値農業に積極的に挑戦する者）の育成や販路開拓施設の整備等を推進するためにアグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業を実施するとともに、第154回国会に提出した農業法人への出資業務を行う会社の設立を促進するための法律（「農業法人に対する投資の円滑化のための特別措置法」）が平成14年5月22日に成立し、14年7月1日から施行された。</p> <p>また、「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。（14年11月末公表）</p>	<p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業（14年度予算29億9千万円）を27地区で実施するとともに、農業法人の自己資本充実を図るため、農業法人に対する出資制度を創設した。</p> <p>また、構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じ、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p>	<p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業の着実な推進、構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施等による農業経営の法人化の推進。</p> <p>・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p>	<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人に対する出資制度の更なる普及の推進。 ・15年4月以降の構造改革特区制度の活用と施行状況の注視。

ホ. その他の制度改革

<p>・民間の資本参加を進め、農業経営の株式会社化などにより、農業の構造改革を早急に具体化する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・アグリ・チャレンジャー（創造的な高付加価値農業に積極的に挑戦する者）の育成や販路開拓施設の整備等を推進するためにアグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業を実施するとともに、第154回国会に提出した農業法人への出資業務を行う会社の設立を促進するための法律（「農業法人に対する投資の円滑化のための特別措置法」）が平成14年5月22日に成立し、14年7月1日から施行された。 また、「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。（14年11月末公表）</p>	<p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業（14年度予算29億9千万円）を27地区で実施するとともに、農業法人の自己資本充実を図るため、農業法人に対する出資制度を創設した。 また、構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じ、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p>	<p>・アグリ・チャレンジャー支援事業及び販路開拓緊急対策事業の着実な推進、構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施等による農業経営の法人化の推進。 ・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向けた施策の更なる集中化・重点化。</p>	<p>①第156回国会会期末～③それ以降 ・農業法人に対する出資制度の更なる普及の推進。 ・15年4月以降の構造改革特区制度の活用と施行状況の注視。</p>
--	--------------	---	---	--	--

<p>⑧地球環境保全の視点に立った森林・林業政策 ・森林整備の実施による緊急雇用対策を行うとともに、木材産業の経営革新に向けた取組を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○「緑の雇用」の展開</p> <p>1 緊急雇用対策を活用した森林作業への雇用促進 (H.13林野庁補正予算) (事業期間13～16年度)</p> <p>①全国規模の就業相談会の開催 ②安全を重視した一週間程度の事前研修の実施 (林業未経験者は原則研修受講) ③研修終了者を名簿登録</p> <p>2. 緊急地域雇用創出特別交付金事業による森林作業等への短期就業 (H.13厚生労働省補正予算) (事業期間13～16年度)</p> <p>3. 緑の雇用担い手育成対策事業 (H14林野庁補正予算) により、短期就業者の本格就業・定着に向けた取り組みに着手</p>	<p>1 ① 就業相談会等 ・ H.13全国11箇所 合計 5,600人 (うち東京・大阪で1,400人) ・ H.14全国13箇所 合計 5,100人 (未実施2箇所有)</p> <p>1 ②事前研修の実施 ・ H.13 3,500人 ・ H.14 7,900人 (都道府県計画数値)</p> <p>2 交付金事業による森林作業への短期就業 ・ H.13 3,500人 ・ H.14 11,500人 (都道府県計画数値)</p> <p>3. 短期雇用経験者を対象に、本格就業に向けた一年間の研修参加者を選定 ・ H.14 2,400人 (平成12年の林業労働者数約7万人)</p> <p>(注) 年数は全て年度</p>	<p>・緊急地域雇用創出特別交付金事業により森林作業に短期雇用された者の本格就業にむけた定着の促進が必要。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・「緑の雇用担い手育成対策事業」の実施地域の選定及び周知・徹底等準備作業。 ②平成15年末 ・約1年間にわたるOJT研修、集合研修等の確実な実施 ・本格雇用・定着状況の検証等</p>
<p>・水産基本法の制定等を踏まえ、所要の法改正案を提出する。(⑨)</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・漁業再建整備法 (15年1月施行)、水産協同組合法 (15年1月施行)、漁業災害補償法 (15年4月施行)、遊漁船業法 (15年施行) を改正し、水産四法が成立。</p>			<p>①第156回国会会期末～③それ以降 水産4法の改正、水産基本計画 (14年3月策定) により示された方向に沿い、 ・安全安心な水産物供給体制の構築 ・水産業の構造改革 ・魅力ある漁村づくりの推進等の施策を着実に推進。</p>

<p>・新たな「水産基本計画」を策定する。(13年度⑨)</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・水産政策審議会企画部会において、水産基本計画の策定につき計5回審議。 ・平成14年3月に「水産基本計画」を閣議決定。</p>		<p>事業の重点化の一層の推進に努める。</p>	<p>①第156回国国会会期末～③それ以降 基本計画に示された方向に沿い、 ・安全安心な水産物供給体制の構築 ・水産業の構造改革 ・魅力ある漁村づくりの推進 等の施策を着実に推進。</p>
<p>(脱温暖化の社会づくり) ○京都議定書の実施に必要な体制整備の一環として排出権取引、環境に関する税・課徴金などの経済的な手法について検討を進める。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・「農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部」において、「地球温暖化対策推進大綱」に基づき、農林水産省における具体的な取組について検討(13年11月～14年12月まで4回開催)。 上記の結果、 ・平成14年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を決定。 ・平成14年6月に「バイオマス・ニッポン総合戦略策定プロジェクトチーム」を発足させ、平成14年12月に関係府省と連携して「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。</p>	<p>・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」に基づき、「地球温暖化対策推進大綱」(14年3月)に定めている、森林による3.9%の温室効果ガス吸収量確保に向けた総合的かつ効果的な対策の推進に資する。 ・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・地球温暖化対策推進大綱に基づき森林吸収源対策等第1ステップの施策を確実に実施。 ・第2ステップ以降に当省が講じるべき施策についての検討。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき各種施策を構築。 ②平成15年末 ・循環型社会構築のために必要な施策の検討、決定。 ③それ以降 ・「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略」の着実な実施とフォローアップ。</p>

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>(1) 人間力戦略</p> <p>(高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備)</p> <p>・厚生労働省、農林水産省、環境省及び関係府省は、若年者トライアル雇用、インターンシップ、「緑の雇用」の活用などによる職業体験機会の充実等を通じて、青少年の職業理解を促進し、職業意識を醸成させる。</p>	農林水産省	<p>・平成14年度事業における農業雇用労働力確保支援事業において「農業インターンシップ普及推進事業」、「農業法人就業促進・技能習得支援事業」を実施。</p> <p>・平成14年度補正予算における「就農希望者・農業法人マッチング強化事業」において農業就業経験のない都市部の就農希望者等の円滑な就農、定着を図るため、法人雇用・新規就農希望者に対する情報提供・相談を行うニューファーマーズフェアを開催するとともに農業法人への就業を希望する者を雇用し、農業経営や生産技術習得のための研修を実施する農業法人への支援を図る施策を措置。</p>	<p>・「農業インターンシップ普及推進事業」により農業インターンシップ受入法人に165社が登録、1月末までに236名の大学生等が参加。</p> <p>・「農業法人就業促進・技能習得支援事業」により農業法人が行う農業職業能力開発研修に対する支援を実施した。19道府県で農業職業能力開発研修を実施中。</p>	<p>・法人就業・新規就農希望者に対して実施するOJT研修の受入経営体の拡大。</p>	<p>①第156回国国会期末</p> <p>・農業就業経験のない都市部の就農希望者等の円滑な就農、定着を図るため、法人雇用・新規就農希望者に対する情報提供・相談を行うニューファーマーズフェアを開催するとともに農業法人への就業を希望する者を雇用し、農業経営や生産技術習得のための研修を実施する農業法人への支援を図る。(14年度補正予算による措置 1.7億円)</p> <p>②平成15年末</p> <p>・農業法人の教育研修機能を最大限に活用した農業インターンシップによる就業体験の促進、就農希望者に対して、農業経営や生産技術習得のための実践研修を実施する先進経営体(農業法人、指導農業者)への支援を図る。</p> <p>③それ以降</p> <p>・引き続き、法人就業・新規就農希望者に対する情報提供・相談活動及びOJT研修に取り組む。</p>
<p>(1) 人間力戦略</p> <p>(健康寿命の増進)</p> <p>・関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。</p>	農林水産省	<p>昆虫の機能を活用して、化学合成できない生体高分子、有用タンパク質を生産する技術の確立、昆虫のタンパク質の立体構造解析による農業用「ゲノム創薬」の開発、昆虫由来の新素材の開発を推進する「21世紀最大の未利用資源活用のための「昆虫・テクノロジー」研究」を平成15年度予算予算案により実施。</p>			<p>①第156回国国会期末</p> <p>～③それ以降</p> <p>・研究開発の着実な実施。</p>

<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中)</p> <p>・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p>	<p>農林水産省</p> <p>・農林水産関連分野の新産業を創出し、アグリビジネスの活性化を図るため、研究成果の実用化を担う民間企業等が、大学・独立行政法人等のポテンシャルを活用して取り組む研究開発を推進する「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」を実施。</p>	<p>平成14年度においては、新規課題15課題を採択し、研究開発を推進中。</p>	<p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>
	<p>農林水産省</p> <p>・食料自給率の向上や地球規模での食料不足の解決などに向け、新しい発想に立って生物機能を高度に活用した新技術・新分野を創出するため、独立行政法人、大学、民間等からの提案公募による基礎的・独創的な研究を推進する「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」を実施。</p>	<p>平成14年度においては、新規に13課題を採択し、研究開発を推進中。</p>	<p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>

<p>(2) 技術力戦略 (戦略分野への選択と集中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。(新しい産学官連携の推進) ・文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成(インキュベーション)事業の充実により「大学発ベンチャー1000社計画を推進する(平成14年度以降3カ年)。 	<p>農林水産省</p>	<p>バイオ等生物系先端技術により新産業の創出、企業化を促進するため、産学官の連携により、異分野の研究者が共同して行う研究開発を通じて、画期的な技術開発や地域資源等を活用した研究開発を推進する「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」を平成15年度予算政府案により実施。</p>			<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降 ・研究開発の着実な実施。</p>
<p>(2) 技術力戦略 (産業化支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省は、平成15年度から、中小企業技術革新制度(SBIR)について、関係府省による一層積極的な活用を促すため、統一運用の策定等を行うとともに、同制度を通じて開発された製品の利用促進を図るため、関連情報の提供を一層充実させる。 	<p>農林水産省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省取りまとめの下、統一運用方針を策定(14年9月9日公表)。 			<p>①第156回国国会会期末 ・平成15年度SBIR対象補助金等の指定を行い、統一運用方針を踏まえ、当該補助金等の公募及び事業の実施 ②平成15年末 ・統一運用方針を踏まえ、平成15年度SBIR対象補助金等の事業の実施 ③それ以降 ・統一運用方針の実行及び関連情報の提供</p>

<p>(4) 産業発掘戦略 (環境産業の活性化)</p> <p>・関係府省は、廃棄物・リサイクル処理などの環境技術の実用化に向けた研究開発等を進めることにより、経済活動の環境への負荷を低減し、環境セクターを創出し、拡大する。また、関係府省は、自動車リサイクル制度の創設や、各種リサイクル法の着実な実施など循環型社会の構築に向けた取組みを推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・耕畜連携により家畜排せつ物等の処理・利用を促進するため、14年度中に、畜産農家等が構成する営農集団や農協等がたい肥化施設等の整備を実施中。</p> <p>・14年度補正予算及び15年度予算政府案により、家畜排せつ物等有機性資源のリサイクルの推進のため施設整備を実施。</p>	<p>施設整備に要する雇用、施設完成後の家畜排せつ物等有機性資源の運搬収集等施設の運営・管理に要する雇用が創出された。</p>	<p>・有機性資源リサイクルのモデル的な実践例を核とした更なる取組の拡大・普及及びそのために必要な施設整備等の推進が必要。</p> <p>・特に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく都道府県計画に則し、施設整備を推進することが必要。</p>	<p>①第156回国会会期末</p> <p>・15年度予算成立後、早期に都道府県へ予算内示を行い、家畜排せつ物等有機性資源のリサイクル施設整備を推進。</p> <p>②平成15年末</p> <p>・施設の効率的稼働やリサイクルの推進のため、都道府県、市町村等により耕畜連携や畜産環境保全のための協議会等を開催。</p> <p>③それ以降</p> <p>・都道府県、市町村等の関係者により施設を効率的に活用した地域リサイクルを推進するとともに、各種リサイクル法の着実な実施に向けた家畜排せつ物等有機性資源のリサイクル施設整備を推進。</p>
<p>(食料産業の活性化)</p> <p>・農林水産省は、平成13年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。(14年11月末公表)</p>	<p>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。</p> <p>また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p>	<p>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</p>	<p>①第156回国会会期末</p> <p>～③それ以降</p> <p>・本年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末まで <ul style="list-style-type: none"> ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。
<p>(4) 産業発掘戦略 (食料産業の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省は、平成14年度から食料産業の成長を促進するため、食料産業の高付加価値化を支える遺伝子情報等を活用した健康志向型食品等に関する技術開発等を推進するとともに、生産・流通を通じた高コスト構造の是正を図る。 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫の機能を活用して、化学合成できない生体高分子、有用タンパク質を生産する技術の確立、昆虫のタンパク質の立体構造解析による農業用「ゲノム創薬」の開発、昆虫由来の新素材の開発を推進する「21世紀最大の未利用資源活用のための「昆虫・テクノロジ」研究」を平成15年度予算政府案により実施。 			<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の着実な実施。

<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や利活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。</p> <p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>
<h3>八. 規制改革</h3>					
<p>(食料産業の活性化) ・農林水産省は、平成13年度から、我が国の農林水産生産構造の中核となるような農林水産業者・企業に対して施策を集中化すること等により、農林水産業の構造改革を加速化する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」において、農地制度全般について検討を行い、農業生産法人の事業要件の緩和、構造改革特区の活用等について論点整理を行った。(14年11月末公表)</p>	<p>・構造改革特別区域法において、農業生産法人以外の法人の農業参入を可能とする農地法の特例措置を講じた。 また、農業経営の法人化及び農地の利用集積を一層促進する観点から、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出した。</p>	<p>・構造改革特別区域法に基づく農地法の特例措置の適正かつ円滑な実施。</p>	<p>①第156回国会会期末 ～③それ以降 ・本年4月以降の構造改革特区制度の施行状況を注視する必要。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算において、地域農業構造改革緊急対策、新規就農総合対策事業等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた担い手の明確化、担い手に対する農地の利用集積の促進、地域農業の核となる農業法人の育成等が行われた。 ・新規就農相談センターにおける就農相談体制の確立、技術・経営研修の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度における「望ましい農業構造」の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた施策の更なる集中化・重点化。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末まで <ul style="list-style-type: none"> ・「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案」の成立を目指す。 ②平成15年末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農支援システムの構築、農業法人に対する総合的な支援、認定農業者等に対する経営の多角化に向けたノウハウの提供や農地集積の加速化等を推進。
<p>(4) 産業発掘戦略 (ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)</p> <p>・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方向に行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。 ・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。 ・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県飯田市の例 平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円 ・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。 ・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。 		<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を推進。 ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法をとります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。 ・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じたこととした。 ・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。 		<ul style="list-style-type: none"> ・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。 ・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末～②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。 ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の説明会等による普及。
--	--	--	---	---

ホ. その他の制度改革

<p>(1) 人間力戦略</p> <p>(高齢者、女性、若者等 が、ともに社会を支える 制度の整備)</p> <p>・厚生労働省、農林水産 省、環境省及び関係府省 は、若年者トライアル雇 用、インターンシップ、 「緑の雇用」の活用など による職業体験機会の充 実等を通じて、青少年の 職業理解を促進し、職業 意識を醸成させる。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○「緑の雇用」の展開</p> <p>1 緊急雇用対策を活用し た森林作業への雇用促進 (H. 13林野庁補正予算) (事 業期間13~16年度)</p> <p>①全国規模の就業相談会の 開催</p> <p>②安全を重視した一週間程 度の事前研修の実施(林業 未経験者は原則研修受講)</p> <p>③研修終了者を名簿登録</p> <p>2. 緊急地域雇用創出特別 交付金事業による森林作業 等への短期就業 (H. 13厚生 労働省補正予算) (事業期間13~16年度)</p> <p>3. 緑の雇用担い手育成対 策事業 (H14林野庁補正予 算) により、短期就業者の 本格就業・定着に向けた取 り組みに着手</p>	<p>1 ① 就業相談会等</p> <p>・H. 13全国11箇所 合計 5,600人(うち東京・大阪で 1,400人)</p> <p>・H. 14全国13箇所 合計 5,100人(未実施2箇所有)</p> <p>1 ②事前研修の実施</p> <p>・H. 13 3,500人 ・H. 14 7,900人(都道府県 計画数値)</p> <p>2 交付金事業による森林 作業への短期就業</p> <p>・H. 13 3,500人 ・H. 14 11,500人(都道府 県計画数値)</p> <p>3. 短期雇用経験者を対象 に、本格就業に向けた一年 間の研修参加者を選定</p> <p>・H. 14 2,400人 (平成12年の林業労働者数 約7万人)</p> <p>(注)年数は全て年度</p>	<p>・緊急地域雇用創出特別交 付金事業により森林作業に 短期雇用された者の本格就 業にむけた定着の促進が必 要。</p>	<p>①第156回国国会期末</p> <p>・「緑の雇用担い手育成対 策事業」の実施地域の選定 及び周知・徹底等準備作 業。</p> <p>②平成15年末</p> <p>・約1年間にわたるOJT研 修、集合研修等の確実な実 施</p> <p>・本格雇用・定着状況の検 証等</p>
	<p>農林水産省</p>	<p>・緊急雇用対策の一環とし て、漁業就労経験のない離 職者等を漁業分野へ新規就 業者として受け入れるた め、「離職者等漁業就労支 援対策事業」により漁業へ の就労を希望する者への就 業相談、漁業研修生募集 フェア等を実施し、漁業の 専門的知識、基礎的漁業技 術等の習得を目的とした漁 協等での基礎的研修、漁家 等の操業船での実践的研修 を支援。</p>	<p>・全国5ヶ所で漁業研修生 募集フェアを開催し、560名 が参加。そのうち約70名が 全国16都道府県、27機関で 漁業研修を受講し、約15名 が実際に漁業に就業。</p>	<p>・漁業に就業する者が増加 するよう、フェアの内容の 充実、開催場所の増加。</p>	<p>①第156回国国会期末 ~③それ以降</p> <p>・引き続き緊急雇用対策と 連携しながら、全国各地で 漁業への就労相談及び漁業 研修に取り組む。</p> <p>・継続的な漁業就労を希望 する漁業経験のない若者等 を漁業者として養成するた め、漁業者、漁協等を活用 した基礎研修と実践研修を 一体化して行う「離職者等 漁業就労支援対策事業」を 実施する。</p>

<p>(4) 産業発掘戦略 (ライフスタイルの変化が引き出す潜在需要の顕在化)</p> <p>・農林水産省は、関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・15年度予算政府案において、都市と農山漁村を双方向に行き交うライフスタイルの実現を推進するため、農山漁村情報提供の充実強化、新たなグリーン・ツーリズム等の展開、農地や森林、海辺等を活用した体験活動等の支援、共生・対流の優良事例の表彰等を通じた国民運動の展開等の施策を創設。</p> <p>・都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向けて、平成14年7月に関係7省の連絡協議会を設置。</p> <p>・関係副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」を平成14年9月に設置し、都市と農山漁村の共生・対流に係る国民運動の展開について検討。</p>	<p>・長野県飯田市の例 平成14年度17,000人の体験学習の受け入れにより、直接消費額2.9億円、経済波及効果7.0億円</p> <p>・遊休農地や廃校等既存ストックについて、都市と農山漁村の共生・対流の推進に資する用途への活用事例集を作成し、市町村等への配付を予定。</p> <p>・都市と農山漁村の共生・対流のポータルサイトとしてのホームページを立上げる予定。</p>		<p>①第156回国会会期末～③それ以降</p> <p>・各事業の着実な実施により、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を推進。</p> <p>①第156回国会会期末</p> <p>・関係副大臣プロジェクトチームにより都市と農山漁村の共生・対流の推進に向けた国民運動の展開方法をとりとまとめ。</p>
--	--------------	--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民合意の下で、農地等の適切な保全及び利用を図る市町村のイニシアティブに基づく取組を促進する新たな土地利用の枠組み構築について、平成14年6月より有識者懇談会を4回にわたって開催し、8月に懇談会の論点整理を発表。市町村長等との意見交換を2回にわたって実施。 ・構造改革特別区域制度において、農地等の権利取得に際する下限面積要件を緩和する措置を講じたこととした。 ・構造改革特別区域法において、NPO等による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例を措置。 		<ul style="list-style-type: none"> ・農山村の新たな土地利用の枠組み構築については、懇談会の論点整理、市町村長等からの意見、及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、全国的な規制の見直しとして検討することが必要。 ・構造改革特別区域法に基づく特定農地貸付法等の特例措置の適正かつ円滑な実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会の論点整理、市町村長等からの意見及び構造改革特区における先行的な取り組みの評価を踏まえつつ、制度のあり方について検討。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・検討の結果を踏まえ、制度化を目指し、体制の整った市町村から新たな取組へ移行。 ①第156回国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の説明会等による普及。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の間で、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えたむらづくりを推進する「むらづくり維新」を着実に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通社会基盤の整備と新たな自立的コミュニティづくりに向けた「むらづくり維新プロジェクト」を全国約200地区において着手。 		<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末～③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・「むらづくり維新プロジェクト」を着実に推進。

<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) ・農林水産省、環境省、関係府省は協力して、動植物、微生物や有機性廃棄物からエネルギー源や製品を得るバイオマスの利活用の推進について具体策を平成14年度中にとりまとめる等、計画的に取り組む。</p>	<p>農林水産省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省</p>	<p>・平成14年12月27日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を14年度内に設置。 ・15年度予算政府案において、バイオマスを地域の中で循環利用するための地域システムの構築や利活用施設の整備を総合的に実施する制度を創設。</p>	<p>・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、2010年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した78の具体的な行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体等において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。</p>	<p>・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。 ・全国的な取組のモデルとなるバイオマス利活用事例の構築。</p>	<p>①第156回国国会期末 ・バイオマス関連情報を効率的・効果的に整理・提供するバイオマス情報ヘッドクォーターを創設。 ・関係府省が一体となって、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想を検討。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援策の検討、決定。 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ。 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討。</p> <p>①第156回国国会期末 ～③それ以降 ・バイオマス関連事業の着実な実施。 ・地域における体制整備や調査・実証等による利活用システムの構築を図るとともに、新技術等を活用した施設整備をモデル的に実施。</p>
<p>(5) 地域力戦略 (地域産業の活性化) 農林水産省は、規制改革による林業への民間事業者の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また、関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>・平成14年度から、都道府県ごとに策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即し、林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革等に資する施設の整備を推進。 (木材の品質向上のための乾燥施設等の導入、スケールメリットを活かしたコスト低減と、供給ロット拡大による木材安定供給のための大型製材施設の導入等)</p>	<p>・高性能林業機械等の導入43カ所、製材機械や乾燥装置等、加工施設、原木自動選別機等、流通施設の整備130カ所等を実施。 ・需要者のニーズに応じた木材を低コストで安定的に供給することで競争力強化を図った。</p>	<p>林業経営や施業の効率化、木材産業の構造改革、木材利用拡大の取組の一層の推進。</p>	<p>①第156回国国会期末 ～③それ以降 ・林業・木材産業構造改革プログラムに即した施設の整備等を推進。</p>

<p>・木材利用の拡大の取り組みを推進するための補助事業の措置、木材利用を促進するための税制改正を措置。(15年度改正予定)</p>			
<p>・木材に関する技術開発の進め方、取組課題等を取りまとめ、「木材利用及び木材産業に関する技術開発目標」として策定(平成14年11月)。</p>		<p>企業競争力の確保、消費者視点の重視、循環型社会への対応、新分野への挑戦の観点に立った技術開発の推進。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ～③それ以降 左記目標の実現に向けた取組を推進。</p>
<p>・14年度から森林整備事業の事業主体に、市町村長等から森林施業計画の認定を受けた、民間事業者等も参加できるよう措置。</p>	<p>・民間事業者等の新たな担い手の追加により、地域の実情に応じた主体による森林整備が実現。</p>		

農林水産省	<p>○「緑の雇用」の展開</p> <p>1 緊急雇用対策を活用した森林作業への雇用促進 (H. 13林野庁補正予算) (事業期間13~16年度)</p> <p>①全国規模の就業相談会の開催</p> <p>②安全を重視した一週間程度の事前研修の実施 (林業未経験者は原則研修受講)</p> <p>③研修終了者を名簿登録</p> <p>2. 緊急地域雇用創出特別交付金事業による森林作業等への短期就業 (H. 13厚生労働省補正予算) (事業期間13~16年度)</p> <p>3. 緑の雇用担い手育成対策事業 (H14林野庁補正予算) により、短期就業者の本格就業・定着に向けた取り組みに着手</p>	<p>1 ① 就業相談会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H. 13全国11箇所 合計 5,600人 (うち東京・大阪で1,400人) ・ H. 14全国13箇所 合計 5,100人 (未実施2箇所有) <p>1 ②事前研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H. 13 3,500人 ・ H. 14 7,900人 (都道府県計画数値) <p>2 交付金事業による森林作業への短期就業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H. 13 3,500人 ・ H. 14 11,500人 (都道府県計画数値) <p>3. 短期雇用経験者を対象に、本格就業に向けた一年間の研修参加者を選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H. 14 2,400人 (平成12年の林業労働者数約7万人) <p>(注) 年数は全て年度</p>	<p>・ 緊急地域雇用創出特別交付金事業により森林作業に短期雇用された者の本格就業にむけた定着の促進が必要。</p>	<p>①第156回国国会会期末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑の雇用担い手育成対策事業」の実施地域の選定及び周知・徹底等準備作業。 <p>②平成15年末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約1年間にわたるOJT研修、集合研修等の確実な実施 ・ 本格雇用・定着状況の検証等
-------	--	--	--	--